

## 船舶事故調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |  |
|-------------|--|
| 事故種類        | 乗揚   |
| 発生日時        | 平成30年10月24日 10時53分ごろ   |
| 発生場所        | 長崎県佐世保市松浦島内湾<br>牧の島三等三角点から真方位153° 1,480m付近<br>(概位 北緯33° 08.3′ 東経129° 40.7′)  |
| 事故の概要       | 遊覧船みらいは、南東進中、石垣に乗り揚げた。   |
| 事故調査の経過     | 平成30年10月31日、主管調査官（長崎事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取実施済  |
| 事実情報        |  |
| 船種船名、総トン数   | 遊覧船 みらい、174トン  |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 142309、させぼパール・シー株式会社（A社）   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、四級（航海）（履歴限定）<br>航海士、四級（航海）（履歴限定）  |
| 負傷者         | なし   |
| 損傷          | 球状船首に凹損  |
| 気象・海象       | 気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約190cm（佐世保）   |
| 事故の経過       | 本船は、船長及び航海士ほか1人が乗り組み、旅客43人を乗せ、遊覧の目的で、船長が操舵に、航海士が見張りにそれぞれ当たり、二人で会話をしながら、南東進していた。<br>本船は、予定の旋回場所に近づいたとき、航海士が減速していないことに気付いて船長に助言し、船長が極微速力前進として左舵を取った後、全速力後進としてスラストを使用したものの、松浦島島頂南東方沖の石垣に乗り揚げた。<br>本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約2.2mであった。 |
| 分析          | 本船は、南東進中、船長が、航海士との会話に意識を向けていて減速が遅れ、予定していた旋回場所を通過したことから、松浦島島頂南東方沖の石垣に乗り揚げたものと考えられる。   |
| 原因          | 本事故は、本船が、南東進中、船長が、航海士との会話に意識を向けていて減速が遅れ、予定していた旋回場所を通過したため、松浦島島頂南東方沖の石垣に乗り揚げたものと考えられる。  |
| 再発防止策       | A社は、本事故後、再発防止策として、狭水道等を航行中、変針や速力を調整する地点において、船長及び航海士による操作の再確認（ダブルチェック）を徹底することにした。<br>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。   |

|  |                                |
|--|--------------------------------|
|  | ・操船中は、操船に専念し、適切な速力調整及び操舵を行うこと。 |
|--|--------------------------------|